

基本理念案等に対する委員からの意見

基本的理念（案） ※前回提示	委員意見（概要）
<p>「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として地域づくりに参画し、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる“多様な主体が共に生きる長野県”の実現を目指します。</p>	<p>【伊藤委員】</p> <p>「基本理念案」には障害の有無に関わらず誰もが個性を尊重等と記載があるが、具体的な相互理解への道筋については表現されていないように思う。（全体的な印象）</p>
	<p>【綿貫委員】</p> <p>1「支え合いながら」を「支え合い活かし合いながら」としてはどうか。それぞれの持てる能力を活かし合うことで誰もが人の役に立つ喜び、生き甲斐を持って生活することが望ましい。</p> <p>2「多様な主体が共に生きる」の表記が解りづらいのではないか。</p>
	<p>【田辺委員】（プラン全体への御意見）</p> <p>障がい者である私達。やってもらうのではなく、一緒に共に社会に参加できる、地域でわかりあえること。</p> <p>障がいを持ち、高齢になり、どうしても地域では高齢者として片寄っており、そこに障がいを持っていることがなかなか分かってもらえない。</p> <p>県でも高齢者に耳を傾けて、取り組んでほしい。</p>

基本的視点（案） ※前回提示	委員意見（概要）
<p>1 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援</p> <p>障がいの種別、軽重に関わらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要なサービス基盤の整備を図るとともに、安全でくらしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>また、障がいの内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進します。</p> <p>2 生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進</p> <p>障がいのある方を社会参加の主体としてとらえ、社会参加に不可欠な各種の情報提供や情報保障に関する施策の充実に取り組みます。また、障がい特性など多様なニーズに応じた就労支援や障がい者スポーツ、文化・芸術等の様々な分野に取り組む機会の拡大を図ります。</p> <p>3 共生社会の実現を目指して、多様な主体が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進</p> <p>様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。</p>	<p>【綿貫委員】 不当な差別的「取扱い」⇒「扱い」へ修正</p>

分野別施策（案）	委員意見（概要）
1 地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活移行の支援 ・ 生活の安定に向けた支援 ・ 相談支援体制の充実 ・ 福祉人材の養成・確保 ・ 地域連携体制の構築 	【綿貫委員】 1 加害者にも被害者にもなりやすい社会的課題を抱えやすい障がい者への支援（追加） 3 地域における福祉活動の推進 ⇒ 地域における福祉活動・福祉教育の推進 （地域共生社会を目指して、福祉活動を行う上で様々な場においての共に学び合い育ち合うことが大切）
2 社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援の推進 ・ 移動・情報コミュニケーション支援の充実 ・ スポーツ・文化芸術活動、レクリエーションの振興 	4 災害時支援の構築（追加） 安全な暮らしの確保の中に入るのかと思うが、この頃の自然災害の多い環境において、抜き出した方が良いのではないか。 【伊藤委員】
3 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいに対する理解の促進 ・ 権利擁護、虐待防止の推進 ・ 地域における福祉活動の推進 	①) 手話言語条例が制定されたが、聴覚障害者にも「手話」以外の手段を利用されている方もおられる。また構音障害や失語症等、コミュニケーション障害のある方々への具体的な対応が不足していると感じている。 手話言語条例を実効あるものとするための方策も必要。 ②) 同様に、視覚障害者でも「点字」を常時利用されている方は少なく、視覚情報を活用されているロービジョンの方もおられる。 マークや標識等のわかりやすさ、見易さなどは障害者にとどまらず、海外からの旅行者等にも配慮したものになる。都市計画への展開も必要。
4 安全で暮らしやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な暮らしの確保 ・ 誰もが暮らしやすいまちづくり 	①) ②) には「相互理解」のためのコミュニケーションが必要であり、そのためにはなんらかの手段（人、あるいは用具）を利用した取り組みの推進が必要。 ③) 長野県の多くは中山間地域であり、また公共交通機関が十分とは言えない地域が多くある。それら移動支援への対応も不可欠と思われる。障害者が利用することの多い「福祉有償運送」の運転手も高齢化している。一方では高齢者への免許自主返納等も進んでおりどのように足の確保を進めるのかが「安全で暮らしやすい地域づくり」に直結すると思う。今朝の朝日新聞に関連記事が掲載されている。 http://www.asahi.com/articles/ASK8L72H3K8LULZU010.html （掲載記事 別添参照）
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供 ・ 重度障がい者や多様な障がいに対する支援 ・ 教育・療育体制の充実 	④) ①) ②) ③) に関連するが、障害者と健常者、あるいは異なる障害種別間におけるコミュニケーションを増したり、広域に点在している障害者への支援のためにも、情報通信システムを活用する方策が必要かと思う。そのためにも長野県のホームページをさらにアクセシブルな環境に改善する等、必要な課題。 参考 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html （ガイドラインの概要 別添参照）